

平成 28 年度 第 3 回（相談支援）分科会報告書

1. 開催日時：平成 28 年 11 月 18 日（金） 13:30～15:30

2. 開催場所：八女市役所黒木総合支所 大会議室

3. 参加者（所属のみ）

陽だまりの里、ほっぷ、ゆうゆう、ねんりん、蓮の実団地よろず屋：、蓮の実園ゆるっと、ココ kara、悠 広川町、八女市、リーベル

4. 実施内容

○講演：『福祉と司法の連携について～現状とその課題～』

○講師：社会福祉法人 福岡ケアサービス 特別養護老人ホーム初花 施設長
公益社団法人 福岡県社会福祉士会 副会長 百枝孝泰 氏

◆講師の百枝孝泰氏について

百枝孝泰氏は、大学卒業後、佐賀県内の救護施設や介護保険関係施設に勤務後、平成 2 年から佐賀県内の地域生活定着支援センターに勤務し、罪を犯した高齢者、障害者の出所支援の業務を、矯正施設及び保護観察所と連携し、業務を行ってこられる。その業務にあたる中で司法と福祉の領域における課題に触れる。現在、その経験から保護司として地域福祉に取り組み、佐賀県及び福岡県内を中心に刑務所、保護観察所などの依頼を受け、出所支援等の相談等に取り組まれています。

◆罪を犯したことがある障害者の方に関わったことがある方は参加者 32 名中 13 名。

◆司法領域に福祉的ニーズが必要な背景

・新規受刑者の内、約 6 割が再犯者。

受刑者の内、60 歳以上の方が年々増加。総受刑者数は減っているが、60 歳以上の方は増えている。お互いが介護の役割を担っている現状もある。

・矯正施設における知的障害がある受刑者の実態と特徴

- 知的障害が疑われる（新規受刑者の約 23%）、入所回数が多い、犯した犯罪は微罪、知的障害または知的障害が疑われる者は福祉サービスを受給していない場合が多い。



⇒IQ 値で見ると知的障害が疑われる人は 50 年前からあまり変わっていない。軽微な犯罪の累犯化で知的障害者が刑務所を出たり入ったりして人生を終えていた。法曹を中心とする刑事司法の専門家が、その存在に気づいてこなかった現状。

①『刑務所が最後のセーフティネットとされてしまっている現実』、『社会の中で唯一、受け入れが拒否されない場所＝刑務所』、この現実をどう理解するか…。一般社会で受け入れられなかった人たちが刑務所の中にいるという現実…。

②今回の講演では、刑事司法の手続きの流れ矯正施設の種類等についても詳細に説明がある。また事例を基に多面的な支援の必要性等についても話がある。

③福祉と司法の連携の課題：事件が起こるのも地域、出所して戻って来るのも地域。福祉サービスに繋がれば、必ず更生できるという単純な問題ではない。

○支援の留意点

自尊心の回復、信頼できる他者の存在と重要性、個人への支援と家族と含めた環境への調整の重要性、アセスメントの重要性

⇒リスクやニーズを正しく把握する。どういう時に引き起こしたのか、なぜ起こしたのか、その時の背景やどういう時にどういうスイッチが入るのか、紐解いていくが重要。

